

一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

役員報酬ならびに費用に関する規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下「JVL」という。）定款第29条の規定に基づき、役員報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条〔定義〕

- (1) 本規程において、役員とはJVLの理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、JVLを主たる勤務場所とする者で、JVLが事業主として健康保険料および厚生年金保険料を全体の2分の1負担する役員をいう。
- (3) 準常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者で、理事会への出席以外にSVLの業務執行を日常的に行う者をいう。日常的とは平均して週に2回程度をいい、この業務執行には電磁的方法（メール、電話、オンライン等）によるJVL事務局もしくはクラブとの会議または指示等を含むものとする。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち第2項および第3項以外の者をいう。
- (5) 月額報酬とは、月次で支給される固定報酬をいう。

第2章 役員報酬

第3条〔報酬〕

- (1) 本規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。
 - ① 常勤役員に支給する月額報酬
 - ② 準常勤役員に支給する月額報酬
 - ③ 非常勤役員に対し、別に定める規程に基づき会議等への出席の都度支給する日当
 - ④ JVLから役員に対して競技会派遣および出張等を依頼する際、別に定める規程に基づき支給する日当
- (2) 報酬は、定款第29条の定めに従い、社員総会において決議する役員報酬総額の範囲内で支給する。
- (3) 役員報酬には、使用人兼務役員に対して使用人として支給する給与分を含まない。

第4条〔費用〕

競技会等派遣や遠隔地から諸会議に出席する等、役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、通勤費および手数料等の経費は、費用として報酬と明確に区分しなければならない。

第5条〔報酬等の額の決定〕

- (1) 常勤役員および準常勤役員の月額報酬は、別表の役員月額報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を得て代表理事が決定する。なお、月額報酬は、役員の任期にかかわらず1年毎に見直すものとする。
- (2) 前項の決定に際して、代表理事は役員指名報酬委員会の答申を経なければならないものとする。なお、役員指名報酬委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「役員指名報酬委員会規程」によるものとする。

第6条〔月額報酬〕

- (1) JVLは常勤役員および準常勤役員に月額報酬を毎月支給する。支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は本規程に定める他、別に定めるSVLの事務局職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- (2) 月額報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし当該日が休日に当たるときは、その前営業日とする。
- (3) 常勤役員または準常勤役員が月の初日以外の日において就任または月の末日以外の日において退任した場合、月額報酬は当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (4) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員または準常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第1項に規定する額の全額を支給する。

第7条〔費用の支払い〕

- (1) JVLは、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。
- (2) 常勤役員の通勤費は、JVL事務局の職員の給与規程に準じて支給する。

第3章 雑則

第8条〔改正〕

本規程の改正は、社員総会の決議に基づきこれを行うものとする。

第9条〔補則〕

本規程の実施に際して必要な事項は、理事会の承認を得て代表理事が別に定めるものとする。

第10条〔施行〕

本規程は2024年7月1日より施行する。

附則

2024年7月1日 制定

【別表】

JVL 役員月額報酬表 (単位：円)			
号棒	月額	号棒	月額
1	100,000	6	600,000
2	200,000	7	700,000
3	300,000	8	800,000
4	400,000	9	900,000
5	500,000	10	1,000,000